

国立大学法人京都大学教職員就業規則等新旧対照表

改正前	改正後
<p>国立大学法人京都大学教職員就業規則 (平成16年達示第70号)</p> <p>(前略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この規則は、教職員に適用する。</p> <p>2 任期を付して雇用する教職員について、別段の定めを置くときは、それによる。</p> <p>3 教員の採用・懲戒等に関する事項については、国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号)による。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、以下の教職員については、別に定める。</p> <p>(1) 有期雇用教職員(国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則(平成17年達示第37号)第2条に定める教職員)</p> <p>(2) 時間雇用教職員(国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則(平成17年達示第38号)第2条第1項に定める教職員)</p> <p>(中略)</p> <p>(再雇用)</p> <p>第23条 <u>第22条第1項第2号又は第3号の規定により退職した教職員については、国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程(平成16年達示第78号)により再雇用することができる。</u></p> <p>(後略)</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 } 2 } (同左) 3 }</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、以下の教職員については、別に定める。</p> <p><u>(1) 事務職員(特定業務)(国立大学法人京都大学事務職員(特定業務)就業規則(平成25年達示第57号)第2条に定める職員)</u></p> <p><u>(2) 有期雇用教職員(国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則(平成17年達示第37号)第2条に定める教職員)</u></p> <p><u>(3) 時間雇用教職員(国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則(平成17年達示第38号)第2条第1項に定める教職員)</u></p> <p>(再雇用)</p> <p>第23条 <u>教職員等の再雇用については、国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程(平成16年達示第78号)による。</u></p>
<p>国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則 (平成16年達示第72号)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。)第2条第4項第1号の規定に基づき、国立大学法人京都大学(以下「大学」という。)に雇用される有期雇用教職員の労働条件、服務その他就業に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(後略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。)第2条第4項第2号の規定に基づき、国立大学法人京都大学(以下「大学」という。)に雇用される有期雇用教職員の労働条件、服務その他就業に関する事項を定めることを目的とする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則 (平成16年達示第73号)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。)第2条第4項第2号の規定に基づき、国立大学法人京都大学(以下「大学」という。)に雇用される時間雇用教職員の労働条件、服務その他就業に関する事項を定めることを目的とする。 (後略)</p> <p>国立大学法人京都大学退職者功労表彰規程 (平成24年達示第21号)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号)第47条第5号又は国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則(平成17年達示第37号)第59条第5号の規定に該当する教職員の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (表彰を受ける者)</p> <p>第2条 退職時において、次の各号の一に該当する者を大学に功労があった者として表彰する。</p> <p>(1) 国立大学法人京都大学教職員退職手当規程(平成16年達示第89号)により退職手当が支給される者(教授、准教授、講師及び助教を除く。)であって、同規程による勤続期間の計算において勤続期間が30年以上である者</p> <p>(2) 有期雇用教職員(事務補佐員に限る。)であって、有期雇用教職員としての勤続期間(平成17年3月31日以前に日々雇用教職員として引き続いて勤続した期間がある場合は当該期間を含む。)が30年以上である者 (後略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。)第2条第4項第3号の規定に基づき、国立大学法人京都大学(以下「大学」という。)に雇用される時間雇用教職員の労働条件、服務その他就業に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>第1条 (同左)</p> <p>第2条 退職時において、次の各号の一に該当する者を大学に功労があった者として表彰する。</p> <p>(1) 国立大学法人京都大学教職員退職手当規程(平成16年達示第89号)により退職手当が支給される者(教授、准教授、講師及び助教を除く。)であって、同規程による勤続期間の計算において勤続期間(当該者に事務職員(特定業務)としての在職期間がある場合は当該勤続期間に事務職員(特定業務)としての在職期間を加えた期間。)が30年以上である者</p> <p>(2) 事務職員(特定業務)であって、事務職員(特定業務)としての勤続期間が30年以上ある者</p> <p>(3) 有期雇用教職員(事務補佐員に限る。)であって、有期雇用教職員としての勤続期間(平成17年3月31日以前に日々雇用教職員として引き続いて勤続した期間がある場合は当該期間を含む。)が30年以上である者</p> <p>附 則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p>